**第六号様式別表二（入力用）**　（用紙日本工業規格A4・ピュア色）　（第二条・第十条の二関係）




第六号様式別表一記載要領5中「法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)」を「法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)」に改め、「(租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)」「とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。」及び「(同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)」を削り、同表記載要領6中「控除額⑤」を「控除額④」に改め、同表記載要領7中「控除額⑥」を「控除額⑤」に改め、同表記載要領8中「控除対象個別帰属税額⑨」を「控除対象個別帰属税額⑧」に改め、同表の次に次の一表を加える。